

営農継続支援事業

農業用機械・施設等導入に町独自の補助金をご活用ください

補助対象者 ● ①認定農業者・認定就農者
②営農を維持・継続する①以外の農業者で60歳未満の方

補助対象経費 ● 稲作関係機械
・畑作関係機械
・施設園芸および果樹用の施設・機械 など
※税抜10万円以上の機械や施設などに限ります。

※補助対象とする機械や施設の導入基準は、機械などの性能や作業面積に応じて細かく設定していますので、事前に町農政課へお問い合わせください。

補助金額 ● ①機械等購入費(税抜)の6分の1以内の額(上限額:50万円)
②機械等購入費(税抜)の2分の1以内の額(上限額:50万円)

補助対象要件 ● 過去3年度以内に、国・県・町の補助事業を利用している場合は補助対象外です。
・アタッチメントをはじめとする付属品のみの経費は補助対象外です。
・電気設備が必要な場合は、受電設備以降を補助対象とします。
・補助金交付決定前に導入した場合は補助対象外です。

申込方法 ● 町農政課に備え付けている申込書に必要な事項を記入のうえ、見積書、カタログ、営農計画書(野帳)と一緒に提出してください。
※受付の際に、現在の営農状況の聞き取りや国・県の補助金による導入状況等の確認を行います。

申込期限 ● 3月30日(水)
※期限厳守

機械や施設などの導入後、7年間の営農状況を把握するため営農継続報告書を提出していただきます。営農期間が7年に満たなかった場合や途中で譲渡、交換、貸し付け、処分などをした場合は、補助金の返還を求めます。

美郷町農業施策説明会を開催します

日時 ● 3月16日(水) 午後1時30分～午後3時30分
会場 ● 美郷町公民館
対象者 ● 町内の農業者など **申込期限** ● 3月14日(月)
申込方法 ● 下記へ集落名、氏名、連絡先の電話番号を伝えてください。
内容 ● 令和4年度の農業施策について
東北農政局秋田県拠点、秋田県仙北地域振興局、美郷町地域農業再生協議会

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、人数の制限または中止する場合があります。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場ではマスク着用、手指消毒および検温にご協力をお願いします。また、当日体調がすぐれない場合や、発熱(37.5℃以上)がある場合はご参加をお控えくださるようご協力をお願いします。

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

農業振興地域内の土地を転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地などを宅地などに転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。除外手続きには通常約4カ月半から6カ月を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。やむを得ず、農地などを利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は、お早めに下記までご相談ください。
※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。
町では農業施策などを計画的に進めていくため、「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、六郷地区の都市計画用途区域および一部区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

今回の農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は**4月1日(金)から4月28日(木)まで**です。
※申し出の際は、事前に下記までご相談ください。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

美郷町農地(田)賃借料情報

町農業委員会では、農地法第52条に基づき「賃借料情報の提供」を行っています。今回の情報は令和3年1月から同年12月に農業委員会を経由して契約などがされた賃借料

を集計した数値です。ほ場の面積や形状、収量、日照、水利条件などを勘案して貸し手と借り手の両方で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用ください。

【美郷町賃借料:田】 ◆令和3年1月～同年12月

	平均額	データ数	最高額	筆数	最低額	筆数
千畑地域	12,100円	403	20,000円	8	7,500円	1
六郷地域	12,400円	724	20,000円	1	2,500円	2
仙南地域	10,500円	1,317	21,000円	5	1,000円	2
町全体	11,300円	2,444				

※データ数は集計に用いた件数です。

問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913 またはお近くの農業委員へ

福祉保健課

日本赤十字活動資金へのご協力ありがとうございました

活動資金にご協力をいただき、ありがとうございました。次のとおり実績を報告します。

令和3年度の活動資金額

合計活動資金額 4,648,200円
 【内 訳】・会費 4,646,100円
 ・寄付金 2,100円
 【会員数】4,716名

《 活動資金の使い道 》

- ・戦争や災害で苦しむ人々に
- ・地域や高齢者福祉のために
- ・青少年赤十字の普及と育成に
- ・赤十字の医療事業の推進に
- ・人々の生命と安全のために
- ・赤十字ボランティア活動に
- ・援護活動を行う看護師養成に
- ・輸血用血液の安全と安全供給に

ご協力いただいた活動資金は、日本赤十字社秋田県支部に送金しています。今後とも日本赤十字社の活動にご理解とご協力をお願いします。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

学生として転出する場合は「マル学保険証」の手続きが必要です

美郷町の国民健康保険に加入している方が、高校・大学などに就学するために美郷町以外の市区町村に転出する場合、特例により引き続き美郷町の国民健康保険を使うことができます。

※マル学保険証の手続きがないと美郷町の国民健康保険を引き続き使うことができないのでご注意ください(新しく「マル学保険証」が交付されます)。

※学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校などと同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

「マル学保険証」の記載内容が変わった場合

「マル学保険証」に記載されている住所や氏名は、交付申請時または更新時に届け出のあった内容です。年度途中で転居した、氏名が変わった場合は下記までご連絡ください。

【必要書類】

初めてマル学保険証の交付を受けるとき

- ・在学証明書
- ・国民健康保険被保険者証
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カードなど)

マル学保険証を更新するとき

- ・新年度の在学証明書または学生証の写しなど(学校名および学生であることが確認できるもの)
- ※編入などで学校が変わった場合は、編入先の在学証明書が必要です。
- ・国民健康保険被保険者証
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カードなど)
- ※毎年更新手続きが必要です。マル学保険証の交付を受けている方には、更新手続きに関する通知を3月下旬に送付します。

申・問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907